

# 平成21年度県税及び地方譲与税予算明細書

(単位 千円 印は減を示す)

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県 税	206,532,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,670,000</span>	2,468,000	209,000,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,670,000</span>		
県 民 税	77,811,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26,000</span>	1,253,000	79,064,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26,000</span>		
個 人	67,034,000	1,229,000	68,263,000	現年課税分 均等割 納税義務者数 1,019,000人 所得割 課税所得金額 1,673,800,000千円 配当割 課税標準額 24,433,000千円 株式等譲渡所得割 課税標準額 9,033,000千円	1,000円  4/100  5/100 (H23.12.31までの間は3/100)  5/100 (H23.12.31までの間は3/100)
法 人	(834,000) 8,364,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26,000</span>	24,000	(834,000) 8,388,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26,000</span>	現年課税分 均等割 法人数            44,000法人  法人税割 課税標準額 126,431,000千円  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                         税制改正                          法人税の改正(中小企業等                          に対する法人税の軽減税率                          の時限的引下げ等)の影響                     </div>	{ 下記以外の法人等 20,000円 資本金等の額が1千万円超1億円 以下            50,000円 資本金等の額が1億円超10億円 以下            130,000円 資本金等の額が10億円超50億円 以下            540,000円 資本金等の額が50億円超 800,000円  } 標準税率 5/100 資本金等の額が1億円超・法人税額 年1,000万円超の法人 5.8/100
利 子 割	2,413,000	-	2,413,000	現年課税分 課税標準額 48,260,000千円	5/100
事 業 税	37,287,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">59,000</span>	165,000	37,452,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">59,000</span>		

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
個人	2,984,000	105,000	3,089,000	現年課税分 納税義務者数 22,300人 課税所得金額 62,135,000千円	第一種事業 5/100 第二種事業 4/100 第三種事業 医業等 5/100 あんま等の業 3/100
法人	34,303,000 59,000	60,000	34,363,000 59,000	現年課税分 課税標準額 所得金額 397,411,000千円 付加価値額 810,208,000千円 資本金等の額 1,010,500,000千円 収入金額 525,692,000千円  税制改正 法人税の改正（中小企業等 に対する法人税の軽減税率 の時限的引下げ等）の影響	所得課税法人 普通法人等 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超800万円以下 7.3/100 (4.0/100) 800万円超 9.6/100 (5.3/100) 特別法人 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超 6.6/100 (3.6/100) 上記以外の資本金又は出資金1億円超 の普通法人 所得割 400万円以下 3.8/100 (1.5/100) 400万円超800万円以下 5.5/100 (2.2/100) 800万円超 7.2/100 (2.9/100) 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 収入金額課税法人 1.3/100 (0.7/100) 括弧書きの税率は、H20.10.1 以後に開始する事業年度から適用
地方消費税	24,297,000	-	24,297,000		
譲渡割	24,175,000	-	24,175,000	課税標準額 96,700,000千円	25/100
貨物割	122,000	-	122,000	課税標準額 488,000千円	
不動産取得税	5,486,000	92,000	5,578,000	現年課税分 課税標準額 170,520,000千円	住宅用土地、家屋 3/100 住宅以外の土地 3/100 # 家屋 4/100

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県たばこ税	3,640,000	-	3,640,000	売渡し本数 旧3級品以外 3,373,000千本 旧3級品 35,000千本	旧3級品以外の製造たばこ 1,074円/1,000本 旧3級品の製造たばこ 511円/1,000本
ゴルフ場利用税	2,082,000	1,000	2,083,000	ゴルフ場 91施設	1人1日 350円~1,100円
自動車取得税	6,177,000 1,585,000	-	6,177,000 1,585,000	現年課税分 課税台数 107,000台 税制改正 低燃費車・低公害車等に対する 時限的な税率軽減	軽自動車 3/100 その他の自動車 営業用 3/100 自家用 5/100
軽油引取税	14,125,000	-	14,125,000	現年課税分 課税標準量 453,200kl	1kl当たり 32,100円
自動車税	34,268,000	457,000	34,725,000	現年課税分 課税台数 定期 1,004,400台 随時 18,400台	乗用車7,500円~111,000円 トラック6,500円~40,500円 最大積載量8トンを超える1トンま でごとに3,800円~6,300 円を加算 バス 12,000円~83,000円 三輪車 3,900円~6,000円 特種用途車 キャンピング車を除く自動車 4,500円~41,000円 キャンピング車 23,600円~88,800円
鉱 区 税	22,000	900	22,900	現年課税分 鉱区面積 70,000百アール 鉱区延長 40km	試験鉱区 100アール当たり200円 採掘鉱区 100アール当たり400円 砂鉱区 河床1km当たり 600円 河床でないもの100アール当たり 200円 天然ガス 試験鉱区 100アール当たり (200円×2/3)円 採掘鉱区 100アール当たり (400円×2/3)円
狩 獵 税	45,000	-	45,000	現年課税分 登録者数 4,000人	第一種銃猟 均等割のみの者 11,000円 上記以外の者 16,500円 網猟、わな猟 均等割のみの者 5,500円 上記以外の者 8,200円 第二種銃猟 5,500円

税目	現年課税分	滞納繰越分	計	課税標準等	税率
乗鞍環境保全税	22,000	-	22,000	現年課税分 課税対象台数 11,600台	乗車定員30人以上のバス 一般乗合用バス以外 3,000円 一般乗合用バス 2,000円 乗車定員11人以上29人以下のバス 1,500円 乗車定員10人以下(普通乗用車等) 300円
旧法による税	1,270,000	499,100	1,769,100		
特別地方消費税	-	100	100		
自動車取得税	-	1,000	1,000		
軽油引取税	1,270,000	498,000	1,768,000		
地方譲与税	15,982,000	-	15,982,000		
地方法人特別 譲与税	12,000,000	-	12,000,000	現年課税分 国の予算額 809,600,000千円	譲与基準 人口及び従業者数
地方揮発油譲与税	2,337,000	-	2,337,000	現年課税分 国の予算額 176,400,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積
石油ガス譲与税	257,000	-	257,000	現年課税分 国の予算額 13,300,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積
地方道路譲与税	1,388,000	-	1,388,000	現年課税分 国の予算額 104,800,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積

(注) 1 「法人県民税」欄( )の数値は、超過課税分の内書きである。

2 表中  内は、地方税法等の改正見込みに伴う増減( )収見込額の内書き、改正事項及び改正税率である。